9　この条約の他の規定にかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、この条約の特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることがこの条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除き、その所得については、当該特典は、与えられない。

10　この条約の規定に従い一方の締約国が他方の締約国の居住者の所得に対する租税を軽減し、又は免除する場合において、当該他方の締約国の法令により、当該居住者が、その所得のうち当該他方の締約国内に送金され、又は当該他方の締約国内において受領された部分についてのみ当該他方の締約国において租税を課されることとされているときは、その軽減又は免除は、その所得のうち当該他方の締約国内に送金され、又は当該他方の締約国内において受領された部分についてのみ適用する。

第二十三条　二重課税の除去

1　日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの条約の規定に従ってベルギーにおいて租税を課することができる所得をベルギー内において取得する場合には、当該所得について納付されるベルギーの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する額を超えないものとする。

2　(a)　ベルギーの居住者がこの条約の規定に従って日本国において租税を課される所得（配当、利子及び使用料を除く。）を取得する場合には、ベルギーは、当該所得について租税を免除する。ただし、当該居住者が個人である場合には、ベルギーは、日本国において当該所得について実質的に租税を課される限りにおいて、当該所得について租税を免除する。

(b)　(a)の規定及びこの条約の他の規定にかかわらず、ベルギーは、ベルギーの地方自治体及び都市圏によって制定される付加的な租税の決定に関し、(a)の規定に従いベルギーにおいて租税を免除される勤労所得の額を考慮に入れる。これらの付加的な租税は、当該勤労所得がベルギーにおいて生じたとしたならばベルギーにおいて納付されたとみられる租税に基づき算定される。

　ベルギーの居住者が取得する所得について、この条約の規定に従ってベルギーにおいて租税が免除される場合においても、ベルギーは、当該居住者の残余の所得に対する租税の額の算定に当たって、当該所得についてその免除が行われなかったとしたならば適用されることとなる税率を適用することができる。

(c)　ベルギーの居住者である法人が日本国の居住者である法人から取得する配当については、ベルギーの法令に規定する条件に従い、かつ、その制限の範囲内で、ベルギーの法人所得税を免除する。

(d)　ベルギーの居住者である法人が(c)の規定に従って租税を免除されない配当を日本国の居住者である法人から取得する場合においても、当該日本国の居住者である法人が日本国内において事業の活動に実質的に従事しているときは、当該配当について、ベルギーの法人所得税を免除する。この場合には、当該配当について、ベルギーの法令に規定する条件（当該日本国の居住者である法人又は当該配当に充てられる所得に対する課税に関する条件を除く。）に従って租税を免除する。この(d)の規定は、事業の活動により生ずる所得から支払われる配当についてのみ適用し、当該日本国の居住者である法人がその利得から当該配当を控除した、又は控除することができる限りにおいて適用しない。

　この(d)の規定の適用上、法人が投資会社、金融会社（銀行を除く。）若しくは財務会社である場合又は法人がポートフォリオ投資若しくは著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程を保有し、これらが合計して当該法人の資産の三分の一を超えており、かつ、これらの保有が事業の活動の一部でない場合には、当該法人は、日本国内において事業の活動に実質的に従事していないものとする。

(e)　ベルギーの居住者である法人が、ベルギーの租税に関してその合計所得に含まれ、かつ、(c)又は(d)の規定に従って法人所得税を免除されない配当を日本国の居住者である法人から取得する場合には、第十条2の規定に従って当該配当に対して課される日本国の租税は、当該配当に係るベルギーの租税から控除する。その控除は、ベルギーの租税のうち当該配当に対応する部分を超えないものとする。

(f)　ベルギー以外の国において納付された租税をベルギーの租税から控除することに関するベルギーの法令の規定に従い、ベルギーの居住者がベルギーの租税に関してその合計所得となる利子又は使用料を取得する場合には、当該所得に対して課される日本国の租税は、当該所得に係るベルギーの租税から控除する。

(g)　日本国内にある恒久的施設においてベルギーの居住者が営む企業によって生ずる損失が、ベルギーにおける課税に関して当該企業の利得からベルギーの法令に従って実質的に控除されている場合には、当該恒久的施設に帰せられる他の課税期間の利得のうち日本国においても当該損失の控除により租税を免除されている部分については、ベルギーにおいて、(a)に規定する租税の免除は、適用しない。

第二十四条　無差別待遇

1　一方の締約国の国民は、他方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であって、特に居住者であるか否かに関し同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、いずれの締約国の居住者でもない者にも、適用する。

2　一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3　第九条1、第十一条8、第十二条5又は第二十一条3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国の企業の課税対象利得の決定に当たって、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4　一方の締約国の企業であってその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であって、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。

5　第二条の規定にかかわらず、この条の規定は、締約国又はその地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に適用する。

第二十五条　相互協議手続

1　一方又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることになると認める者は、その事案について、当該一方又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、いずれかの締約国の権限のある当局に対して申立てをすることができる。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。